「契約（承諾）の条件」

1　広告掲出料

⑴　広告主は、広告掲出料を警察本部長の指定する期日までに納付するものとする。

⑵　広告主は、前項に定める期日までに広告掲出料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、年２．５％（令和４年度現在）に相当する違約金を支払わなければならない。

2　広告の作成等

⑴　広告は、原則として広告主が自らの責任及び負担において作成し、警察本部長が定める期日までに、指定する形式で、指定する場所に掲出するものとする。

⑵　広告主は、前項により広告を作成するに当たっては、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、あるいは県警察及び広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう、必ず警察本部長と協議するものとする。この場合において、当該協議が成立しないときは、警察本部長の解釈によるものとする。

3　広告内容等の変更

⑴　警察本部長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱その他の規定に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その修正を求めるものとする。

⑵　前項において、広告内容等の修正に要する費用は、広告主の負担とする。

4　契約の解除

⑴　警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、当該契約を解除することができるものとする。

ア　指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。

イ　前記２－⑵又は３による広告内容又はデザイン等の修正を、広告主が行わないとき。

⑵　警察本部長は、前項のほか、広告の掲出を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。

⑶　警察本部長は、前項により広告の掲出を取り消したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

⑷　広告主は、前項により契約を解除されたときは、その解除の理由が警察本部長の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲出料（広告掲出料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10％に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

5　広告掲出の取下げ

⑴　広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができるものとする。

⑵　広告主は、前項により広告の掲出を取り下げるときは、書面により警察本部長に申し出なければならない。

⑶　広告主は，前項により広告の掲出を取り下げた場合は，広告掲出料（広告掲出料の一部が納付されているときは，その額を控除した額）の10％に相当する額を

違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲出料は返還しないものとする。

6　広告掲出料の返還

⑴　警察本部長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該広告主に返還するものとする。

⑵　前項により返還する広告掲出料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲出を取り消した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降分の納付済月額の総額とする。

⑶　前項により返還する広告掲出料には利子を付さない。

7　広告主の責務

⑴　広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

⑵　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

⑶　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

8　事故責任

⑴　広告主は、広告物を設置する場合は、施設利用者の安全確保に十分配慮するものとする。

⑵　広告主は、広告物の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、自らの責任及び負担において補償するものとする。ただし、当該事故の発生が警察本部長の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

9　広告代理店等を通じて募集する場合の取扱い

実施要綱６－⑵の規定により広告代理店等を通じて広告を募集する場合の取扱いは、次のとおりとする。

⑴　前記１から４まで、６、８及び１１については、「広告主」を「広告代理店等」と読み替え準用する。

⑵　前記７については、広告代理店等が広告主に誓約させるとともに、その履行を保証するものとする。

⑶　その他定めのない事項については、警察本部長が当該代理店等と協議して定めるものとする。

10　裁判管轄

広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

11　その他

その他定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察本部長と広告主双方が協議して解決するものとする。